

令和2年度 第14回庁議要旨

日時：令和2年10月28日（水）
午前9時～午前10時20分
会場：防災センター

[審議事項]

1 町の区域を変更することについて（下釜南部地区）（復興政策部）

石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

土地地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせた町の区域に変更するとともに、街区符号の付け直しを行うことにより、分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

下釜南部地区土地地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更する。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
	町・字名
双葉町	南光町二丁目、大街道東二丁目の各一部
大街道東二丁目	南光町二丁目、大街道東三丁目の各一部
大街道東三丁目	南光町二丁目、三河町の各一部
大街道南三丁目	三河町、大街道東三丁目、大街道南四丁目の各一部
大街道南四丁目	三河町、大街道南三丁目の各一部
築山三丁目	三河町、大街道南四丁目の各一部
築山四丁目	三河町、築山三丁目、三ツ股三丁目の各一部
三ツ股三丁目	中島町、三河町、築山四丁目、三ツ股四丁目の各一部
三ツ股四丁目	中島町、三ツ股三丁目の各一部
中浦二丁目	中島町、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目の各一部

(2) 今後の予定

- 令和 2年12月 市議会第4回定例会に、町の区域の変更について議案を提出
令和 3年 1月 新しい街区符号及び住居番号の告示
8月 住民への説明
10月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

2 指定管理者の指定について（財務部）

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、民間企業や各種法人等を「指定管理者」と定め、公の施設の管理を行わせることが可能となったことから、平成18年度から指定管理者制度の活用を推進し、4年後の平成22年度には121施設で指定管理者制度を導入していた。

その後、震災による建物の流失や、民間譲渡の推進により、平成27年度には指定管理者制度導入施設は92施設となっていたが、新規施設の建設や復興事業の進展により、令和2年4月現在においては105施設（うち、68施設は今年度末で指定期間満了）となっている。

公の施設の管理運営を、民間の事業者及び地域団体に指定管理者として行わせることにより、より効果的、効率的な施設運営、住民のニーズに合ったサービスの充実及び管理経費の削減を図る。

(1) 主な内容

- ① 指定管理者の指定期間が満了する施設 68施設
② 指定管理者制度継続施設及び選定方法等（詳細については別紙1のとおり。）
指定管理者制度継続施設 62施設
・公募 4施設
・非公募 58施設
③ 指定管理者制度を継続しない施設 6施設（詳細については別紙2のとおり。）
廃止予定 1施設
・石巻市北境老人憩の家
無償譲渡予定 5施設
・石巻市沢田老人憩の家
・石巻市雄勝デイサービスセンター
・石巻市雄勝在宅介護支援センター
・石巻市箱清水老人憩の家
・石巻市小池老人憩の家

(2) 今後の予定

- 令和2年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案
指定管理料の債務負担行為について補正予算案を提案

3 税財源の安定的な確保を図るための市税負担の見直しについて（財務部）

東日本大震災の翌年度大幅に落ち込んだ市税収入は回復し、昨年度決算の市税収入額は、新市合併以降の最高額を記録したが、今後は減少に転じるものと見込まれており、健全な財政運営を継続するために、課税権に基づく自主財源の安定的な確保が求められている。

本市では、個人市民税（所得割・均等割）、法人市民税（均等割）、固定資産税、軽自動車税は標準税率を採用している。

市独自の政策としては、目的税の入湯税で日帰り利用は標準税率を下回る税率を採用し、都市計

画税で制限税率の0.3%を採用しており、このほかに、法人市民税（法人税割）で、昭和50年度に標準税率を1.4%超える超過税率を採用し、現在に至っている。

既存税目の超過課税や入湯税の税率見直しや新税（法定外税）の創設のほか、個人市民税の非課税限度額など市税全般の負担割合について検討・見直しを行い、市税財源の安定確保を図る。

(1) 主な内容

【石巻市市税条例の一部改正の概要】

① 個人市民税（令和3年1月1日施行、令和3年度課税から適用）

均等割の非課税基準の算定に際し、いわゆる生活保護基準との境界層に逆転現象が生じることから、規定されている生活保護基準の「生活」「住宅」「教育」扶助費のうち、基準月額として適用する費用額を実態に合わせた額をもって認定する方法に変更し、低所得層の負担軽減を図る。

（改正後）基本額35万円 加算額21万円 （改正前）基本額30万円 加算額17.6万円

② 法人市民税（令和3年10月1日施行、令和3年10月1日以降開始の事業年度分から適用）

法人税割は県内5市で超過課税を実施し、その全てで制限税率を適用しており、本市も同率に引き上げる。

（改正後）法人税割8.4% （改正前）法人税割7.4%

同時に、中小法人等で法人税1千万以下の場合、標準税率に軽減する不均一課税を採用する。

③ 入湯税（令和4年4月1日施行、同日以降の入湯分から適用）

日帰り分（50円）を、隣接市町の税額と同額（100円）に引き上げる。また、非課税を「年齢12歳未満」から「義務教育終了前」の者に改正し、利用料金が入湯税額未満の場合の規定を追加する。

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に、石巻市市税条例の一部改正について提案

（個人市民税：令和3年1月1日、法人市民税：令和3年10月1日、

入湯税：令和4年4月1日施行予定）

4 固定資産税及び都市計画税の課税免除又は不均一課税の見直しについて（財務部）

本市では、地域の産業振興を促進する政策で企業誘致の優遇措置の一つとして、過疎地域、原子力発電施設等立地地域、地域経済牽引事業の促進地域、地方活力向上地域、復興産業集積区域に対し、地方税法第6条に規定された課税免除又は不均一課税を行う条例を5件定め（減収分の交付税措置あり）、ほかに自然環境保全地域等の課税免除条例を1件、国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税を市税条例に規定している（これらには減収分の交付税措置はない）。

現在は、資産の取得価額の制限が無く、軽減する期間も5年と他の制度より2年長く納税者に最も有利な、復興産業集積区域の課税免除が全て適用されているが、復興期間の終期も近づいており、また、現在未制定の離島振興法に基づく課税免除の条例化についても検討していた。

そして、非課税とされない公益使用されている固定資産については、毎年度申請を受付し減免決定しているが、恒久的に使用されているものは課税免除として新たに規定化し、整理を図る必要があった。

税制度において、企業等の税負担を軽減する特例割合が、減収分が交付税措置される部分のみと

なるよう整理するとともに、既存の課税免除又は不均一課税を行う5つの条例に離島振興対策区域を加えた6種の特例措置を「石巻市市税特別措置条例」の制定により一本化する。

また市税条例に、公益的な使用を続けるものは減免から課税免除に移行するための関係規定を追加するなど、課税免除及び不均一課税の規定を整理する。

以上により、事務作業の効率化を図るもの。

(1) 主な内容

① 離島振興対策地域の課税免除を創設する。また、交付税措置される振興目的の課税免除又は不均一課税の特例措置を「石巻市市税特別措置条例」の制定により1本化し、対象期限や対象設備等の規定を、基本となる省令を引用する形に改める（交付税が措置される間は税の特例を継続するものであり、特例期限の延長時に行っている条例改正を不要とする）。

また、原子力発電施設等立地地域、地方活力向上地域の2号不均一課税分の軽減割合を交付税措置される割合に統一し、不均一課税の初年度軽減税率を「1/10」から「0」に改正する。1号免除分は、「3年間免除」から「2年目1/4、3年目1/2」の不均一課税に改正する。

② 市税条例に、以下の土地等に係る公益目的の使用を課税免除する規定を追加する。

ア 文化財保護法の規定による指定を受けた文化財に係る土地（専ら文化財の保護の用に供するものに限る）。（新設） ※交付税措置あり

イ 都市緑地法の規定に基づき定められた特別緑地保全地区内の山林、原野及び池沼（新設）

ウ 自然環境保全条例の規定に基づき指定された県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域内の山林、原野及び池沼（令和2年度：課税免除7件）

エ 本市の承認を受けて設置したちびっこ広場の用に供する土地（令和2年度：減免4件）

オ 専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地（令和2年度：減免128件）

③ 国際観光ホテルの不均一課税（税率の2分の1軽減を5年間）を廃止し、上記1の課税免除等（対象業種：宿泊、旅館）を適用するものとする。

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に、石巻市市税特別措置条例の制定及び制定に伴う関係条例の廃止並びに石巻市市税条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年1月1日）

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更及び追加について （産業部）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることに加え、事業者の経営状況の回復にある程度時間を要するため、更なる経営支援が求められている。

また、「感染予防対策補助金」については、令和2年7月21日より申請を受け付けており、対象業種を小売業やサービス業等に限定し、助成対象の期間を9月末までとしているところであるが、感染症の終息が見通せない中、すべての事業所において、今後も継続した感染予防対策が求められている。

外国人技能実習生等の受入事業所においては、外国人実習生等の入出国の際のPCR検査や待機時の宿泊料、健康診断費用等の負担が課題となっており、県ではその経費の一部を補助することとしているが、それでも受入事業所の経済的負担は大きくなっている。

「石巻市事業者経営持続化助成金」の更なる増額や「石巻市感染予防対策補助金」の制度の拡充のほか、新たに「外国人技能実習生等の受入支援」を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の事業の継続及び雇用の維持を支援する。

(1) 主な内容

① 石巻市事業者経営持続化助成金の増額

1事業者あたりの支給額を増額する。なお、交付済みの事業者に対しては、追加交付を行う。

- ・支給額 「1事業者あたり 200千円」を「1事業者あたり 300千円」に変更
- ・事業費 300千円×600事業所＝180,000千円

② 石巻市感染予防対策補助金の制度の拡充

補助上限額の増額、補助対象期間及び申請期限の延長、補助対象者（業種）の拡大を行う。

- ・補助上限額 「100千円」を「200千円」に変更。（補助率3/4に変更なし）
※市内に複数の事業所を有する場合の上乗せ「+100千円」を「+200千円」（上限 400千円）に変更
- ・補助対象期間 「令和2年3月から令和2年9月まで」を「令和2年3月から令和2年12月まで」に変更
- ・申請期限 「令和2年10月末」を「令和3年2月1日」に変更
- ・補助対象者 全業種を補助対象とすることに変更
- ・事業費 200千円×750事業者＝150,000千円

③ 外国人技能実習生等受入支援事業（新規）

外国人実習生等の受入事業者に対し、外国人技能実習生等の出入国に際して新たに発生する経費の一部を補助する。（※宮城県が実施する支援事業の上乗せ補助）

・対象者

令和2年4月1日以降、新たに外国人技能実習生等を受け入れている、または今後受け入れを予定している市内に所在する漁業・水産加工業等の経営体。

令和2年4月1日以降、外国人技能実習生等が帰国している、または今後帰国を予定している市内に所在する漁業・水産加工業等の経営体。

・対象経費 ①交通費 ②宿泊費 ③健康診断料（市独自）

・補助率 対象経費の1/2以内

入国者（1人あたりの補助上限額46,000円）

①交通費（補助上限額：4,000円/1回）

②宿泊費（補助上限額：3,000円/1日 対象期間14日間）

帰国者 ③健康診断費用（補助上限額：5,000円/1回）

・事業費 入国者100名×46,000円＝4,600,000円

帰国者100名×5,000円＝500,000円

事業費総額 5,100,000円

※各事業の詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和2年10月 石巻市事業者経営持続化助成金交付要綱の一部改正

石巻市感染予防対策補助金交付要綱の一部改正

市ホームページ等により周知

- 1 2月 市議会第4回定例会に補正予算案を提案（外国人技能実習生等受入支援事業）
補助金交付要綱の制定（外国人技能実習生等受入支援事業）

6 字の区域の変更について（産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県東部地方振興事務所が事業主体となり、平成28年から牡鹿地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。

今般ほ場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明瞭となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、字の区域を変更し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市谷川浜風越山ほか8の字の一部又は全部の区域を、施行した土地の形状に合わせて字の区域を変更する。詳細は別紙「新旧対照表」及び「字界図」のとおり。

(2) 今後の予定

令和 2年12月 市議会第4回定例会に字の区域の変更について提案

令和 3年 3月 換地計画確定予定

7 石巻市南浜マリーナの指定管理者の指定について（建設部）

東日本大震災以前の旧北上川河口部には、約370隻の長期係留船舶が確認されており、震災により、それらが市街地に流出し被害を拡大させたが、今もなお50隻程度の長期係留船舶が確認されている。

現在、集約施設（マリーナ）の整備を進めており、令和3年4月の供用開始を予定している。

本施設の管理・運営について効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

石巻市南浜マリーナ指定管理者を下記のとおり指定する。

① 施設概要等

ア 所在地 石巻市南浜町一丁目143番8号

イ 施設概要

- ・敷地面積：約18,000m²
- ・陸上保管隻数：130隻
- ・水面係留隻数： 30隻
- ・駐車場：83台
- ・管理棟（クラブハウス）：鉄骨造1階建、延床面積 約85m²
(事務室、多目的室、トイレ、シャワー、更衣室)
- ・作業棟（修理工場）：鉄骨造1階建、延床面積 約128m²
- ・上下架施設（固定式クレーン）
- ・水面係留施設

② 指定管理者候補者及び選定方法

ア 選定候補者 株式会社野村モータース 代表取締役 野村 和宏
石巻市不動町2丁目16番1号

イ 選定方法 7名による石巻市南浜マリナー指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者から提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、採点方式により指定管理者候補を選定した。なお、申請者については、配点合計の2分の1以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

③ 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案

3年 1月 石巻市南浜マリナー条例施行規則制定

3月 石巻市南浜マリナー竣工
指定管理者と基本協定締結

4月 石巻市南浜マリナー供用開始
指定管理者と年度協定締結、指定管理者による管理・運営開始

8 (仮称)石巻市雄勝体育施設の供用開始について(教育委員会)

東日本大震災の津波により雄勝地域の体育施設であった石巻雄勝B&G海洋センター及び雄勝グラウンドが壊滅的な被害を受けたため、雄勝中心部地区に、体育施設として(仮称)雄勝体育館、(仮称)雄勝多目的運動広場、(仮称)雄勝艇庫の再建整備を進めてきた。

令和元年12月に着工した(仮称)雄勝地区屋内運動場災害復旧建設工事及び(仮称)雄勝地区艇庫災害復旧建設工事が令和3年1月末に完了することから、同年4月1日から供用を開始する。

(1) 主な内容

① 施設概要

ア 名称及び所在地

(仮称)雄勝体育館 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内

(仮称)雄勝多目的運動広場 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内

(仮称)雄勝艇庫 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内

イ 施設規模

施設名	施設構造	延床面積	敷地面積
(仮称)雄勝体育館	鉄骨造、2階建	850.85㎡	6,591.20㎡ (うち多目的運動広場 2,259㎡)
(仮称)雄勝多目的運動広場			
(仮称)雄勝艇庫	鉄骨造、平家建	279.38㎡	2,742.99㎡

② 休所日

毎週火曜日とする。ただし、国民の祝日が火曜日にあたる時は、その翌日とする。

また、施設ごとに次に掲げる日も休所日とする。

- ア (仮称)雄勝体育館 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日
 イ (仮称)雄勝多目的運動広場 同上
 ウ (仮称)雄勝艇庫 1月1日から3月31日まで及び11月1日から12月31日

③ 施設使用料

ア (仮称)雄勝体育館

個人利用

利用区分	単位等	使用料
小・中・高校生	1回	70円
一般・学生	1回	150円

専用利用 (1時間当たり)

利用区分	使用料	使用時間
小・中・高校生	400円	午前9時から午後9時
一般・学生	600円	
照明設備電気使用料	100円	

※利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。

イ (仮称)雄勝多目的運動広場

専用利用 (1時間当たり)

利用区分	使用料	使用時間
小・中・高校生	100円	午前9時～日没まで
一般・学生	200円	

※利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。

ウ (仮称)雄勝艇庫舟艇 (1時間当たり)

利用区分	単位等	使用料	
		カヌー	SUP (スタンドアップパドルボード)
小・中・高校生	1艇	200円	600円
一般・学生	1艇	400円	1,200円

※利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。

④ 運営方法

令和3年度からの施設の運営管理に関しては、指定管理者制度を導入する予定としている。

(2) 今後の予定

- 令和2年12月 令和2年市議会第4回定例会に(仮称)石巻市雄勝体育施設条例の制定について提案 (施行予定年月日: 令和3年4月1日)
 令和3年 1月 工事完了
 2月 令和3年市議会第1回定例会に指定管理者の指定について提案
 4月1日 供用開始

9 石巻市大川コミュニティセンターの指定管理者の指定について (河北総合支所・復興政策部)

大川地区は、東日本大震災により甚大な被害を受け、広域的な地区コミュニティの活動の場が望まれている。今後のコミュニティ再生及び活動の拠点として、市は大川コミュニティセンターの整備を進めている。

大川コミュニティセンターは大川地区におけるコミュニティ活動の再生及び活性化を図る施設

であることから、効率的な管理運営を行うため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名 称：石巻市大川コミュニティセンター
所 在 地：石巻市福地字通ヶ崎18番地
施 設 規 模：木造平家建 延べ床面積：597.69㎡
施 設 機 能：体育館・会議室・調理室等

② 指定する法人又は団体

指定候補者：大川地区振興会 会長 大槻 幹夫
石巻市福地字国土44番地6

選 定 方 法：非公募

選 定 理 由：本施設は大川地区のコミュニティ再生及び活性化を図るための集会施設であり、当該地域の住民組織が管理運営することにより、効率的な管理運営が図られ、活性化が期待できるため。

③ 指 定 期 間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

④ 運 営 形 態：開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正案について提案

令和3年 3月 建設工事完了予定

指定管理者に係る基本協定の締結

4月 指定管理者に係る年度協定の締結

供用開始に併せて指定管理開始

10 雄勝総合支所、雄勝公民館、石巻市図書館雄勝分館の供用開始について（雄勝総合支所・総務部・教育委員会）

雄勝総合支所、雄勝公民館、石巻市図書館雄勝分館は、東日本大震災の津波被害により壊滅的な被害を受け、現地再建が困難となったことから、雄勝中心部地区拠点エリア内に複合施設として整備を進めている。

令和元年10月に着工した雄勝総合支所・雄勝公民館複合施設災害復旧建設工事が令和3年2月末に完成することから、雄勝総合支所、雄勝公民館、石巻市図書館雄勝分館の供用を開始する。

(1) 主な内容

雄勝総合支所、雄勝公民館、石巻市図書館雄勝分館の供用を開始する。

① 施設概要

【支所・公民館】

ア 所 在 地 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42
イ 規 模 ・ 構 造 地上2階 地下なし S造
ウ 敷 地 面 積 2,759.74㎡
エ 建 築 面 積 1,337.21㎡

オ 延べ面積	(ア) 支所・公民館	2, 296.58㎡
	うち 支所	1, 140.53㎡
	公民館	1, 156.05㎡
	(イ) 駐輪場	15.67㎡
	(ウ) ポンプ室	4.10㎡
	合計	2, 316.35㎡

【倉庫・車庫】

ア 所在地 石巻市雄勝町下雄勝12番地17

イ 規模・構造 地上2階 地下なし S造

ウ 敷地面積 582.66㎡

エ 建築面積 122.56㎡

オ 延べ面積 222.00㎡

② 所在地の変更について

新：石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42

旧：石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑84番地1（雄勝総合支所）

石巻市雄勝町雄勝字寺4番地4（雄勝公民館・石巻市図書館雄勝分館）

③ 公民館使用料について

時間区分 室名	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
大ホール(206.53㎡)	4, 100円	4, 100円	5, 800円	14, 000円
和室 (100.72㎡)	2, 600円	2, 600円	4, 200円	9, 400円
調理室 (61.23㎡)	1, 300円	1, 300円	2, 000円	4, 600円
講座室 (36.12㎡)	800円	800円	1, 200円	2, 800円
備考：冷暖房料は、1時間につき大ホールについては300円、和室については200円、調理室については100円、講座室については100円とする。 入場料を徴収し利用する場合の使用料は、当該使用料に割増料を加えた額とする。				

(2) 今後の予定

令和 2年12月 市議会第4回定例会に關係条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年3月22日)

令和 3年 2月 雄勝総合支所・雄勝公民館複合施設災害復旧建設工事完了

3月 備品等搬入及び仮庁舎からの引越し

同月22日 供用開始

1.1 石巻市雄勝母子健康センターの廃止について（雄勝総合支所・健康部）

昭和46年3月に雄勝町母子健康センターを建設、同年4月開所し、当時は助産施設として活用していたが、昭和58年助産施設が廃止された。それ以降は、乳児健診や健康教室などに利用してきたが、東日本大震災の津波により全壊した。

平成24年に策定した「被災公共施設再建（廃止）方針」では、雄勝母子健康センターは、「移

転新築する総合支所を活用し事業を実施する」とし、施設の一体的・効率的運営を目指し、機能を複合化し整備を行う方針としており、雄勝総合支所及び公民館は、令和2年度中に整備完了予定である。

被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、令和2年度中に整備完了予定の雄勝総合支所及び公民館を活用した事業実施を行うため、石巻市雄勝母子健康センターを廃止する。

(1) 主な内容

石巻市雄勝母子健康センターを廃止する。なお、母子健康センター機能については、今後、雄勝総合支所と複合施設である公民館を活用していく。

【施設概要】

- ア 施設の位置：石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑1番地25
- イ 設置年月日：昭和46年4月1日
- ウ 建物構造：木造平家建
- エ 延床面積：402.00㎡

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に石巻市母子健康センター条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年3月22日)

[報告事項]

1 令和2年度石巻市市政功労表彰について（総務部）

石巻市表彰に関する条例に基づき、市政の発展等に功績のあった方に敬意と感謝の意を表すため、表彰を行っている。

市の行政、経済、文化、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があった個人・団体を表彰し、その功績を讃えるもの。

(1) 主な内容

【受賞者数】

種別	個人	団体	合計
自治功労	21	0	21
納税功労	1	0	1
保健衛生功労	6	0	6
生活環境功労	0	0	0
産業功労	0	1	1
統計功労	4	0	4
教育功労	4	0	4
芸術文化スポーツ功労	2	0	2
都市整備功労	0	1	1
社会福祉功労	6	9	15
治安功労	46	0	46
篤行	3	0	3
合計	93	11	104

(参考) 令和元年度受賞者数 個人：98名、団体：12団体 合計：110名・団体

(2) 今後の予定

令和2年11月15日 石巻市市政功労表彰式(場所:遊楽館かなんホール 時間:午後2時~)

2 令和元年台風第19号による災害に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料の免除について(教育委員会)

令和元年台風第19号による災害に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び令和元年台風第19号による災害に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、台風により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、令和2年度入学者を対象としてきた。

今般、県立学校において、令和2年度中の入学者選抜手数料まで免除ができるよう定めたことから、本市市立高等学校においても同様の取扱いとするもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、令和3年度の市立高等学校入学者においては次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・令和2年度中に実施される入学者選抜手数料(令和3年3月実施の入学者選抜手数料)

【免除基準】

- ・住居の全壊又は半壊
- ・住居の流失
- ・世帯の収入の著しい減少

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正について提案(公布の日から施行予定)

令和3年2月15日 出願受付期間
~18日

3月4日 令和3年度入学者選抜

3月16日 合格発表

3月25日 入学説明会

3 「石巻市学校給食センター整備基本構想」の見直し及び調理業務の民間委託について(教育委員会)

平成27年度に策定した「石巻市学校給食センター整備基本構想(以下「基本構想」という。)」に基づき、老朽化が進んでいる住吉学校給食センター(以下「住吉センター」という。)の廃止を検討していたが、廃止するにあたり、他の河北・河南・東学校給食センターが受け入れるコンテナを収容するスペースの確保等の施設改修が必須であることが判明したため、当面の間、従来どおり運営せざるを得ない状況となっている。

住吉センターを当面の間、廃止せず運営せざるを得ないため、基本構想の見直しを行うとともに、住吉センターの統廃合に併せて検討していた調理業務の民間委託については、令和3年度から住吉・河北・河南センターにおいて実施し、安全安心な学校給食の継続的な提供に資するものである。

(1) 主な内容

① 基本構想の見直し内容

- ア 住吉センターを廃止せずに、当面の間、4センターで運営する。
- イ 民間委託については、まず住吉・河北・河南センターについて実施し、東学校給食センターについても、状況を見ながら検討する。
- ウ 施設及び財政状況を勘案しながら、住吉・河北・河南の3センターを統廃合し、将来的に新たなセンターを整備する。

② 調理業務の民間委託

住吉、河北、河南センターについて、令和3年度から実施する。

③ 給食センターの統廃合

当面の間、4センターで運営していくこととなるが、東学校給食センター以外のセンターは、建設後相当年数経過していることから、今後の学校数、学級数等の推移を考慮しながら、新しい給食センターのあり方を定める「(仮)石巻市学校給食センター整備基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、給食センターの方向性を決定していく。

※基本計画策定内容(案)について

- ア 基本構想の検証等
- イ 基本構想に基づく給食センターの在り方の検討
- ウ 今後の給食センターの在り方の検討(児童生徒数の推移や配送時間に基づく受配校再編等)
- エ 新給食センターの建設予定地の調査・比較検討
- オ 新給食センターの適正な規模の検討
- カ 新給食センターの概算事業費の積算
- キ 新給食センターの建設方法及び運営方法の検討

(2) 今後の予定

- 令和2年10月 第10回教育委員会定例会において報告
- 12月 令和2年市議会第4回定例会に、調理業務の民間委託に係る補正予算案及び債務負担行為の設定について提案
調理業務の民間委託業者選定作業(プロポーザル方式による選定)
- 令和3年 2月 令和3年市議会第1回定例会に、基本計画策定に係る当初予算及び債務負担行為の設定について提案
- 4月 河北・河南・住吉給食センターの調理業務の民間委託移行
庁内検討委員会を組織し、基本計画について検討
- 令和4年度中 基本計画策定予定

【その他】

- ・防災訓練への参加について(総務部)

以上